

東京海洋大学学位規則

平成 16 年 4 月 1 日

海洋大規第 184 号

改正 平成 18 年 2 月 7 日 海洋大規第 184-2 号

改正 平成 19 年 3 月 5 日 海洋大規第 184-3 号

改正 平成 20 年 2 月 5 日 海洋大規第 184-4 号

改正 平成 21 年 9 月 8 日 海洋大規第 91 号

改正 平成 24 年 3 月 7 日 海洋大規第 34 号

改正 平成 25 年 7 月 18 日 海洋大規第 41 号

改正 平成 27 年 3 月 18 日 海洋大規第 71 号

改正 平成 28 年 12 月 16 日 海洋大規第 198 号

改正 令和元年 10 月 23 日 海洋大規第 174 号

改正 令和 2 年 3 月 13 日 海洋大規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京海洋大学学則（以下「学則」という。）第 43 条第 2 項及び東京海洋大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 32 条第 4 項の規定に基づき、東京海洋大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位を授与するにあたっては、別表に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に博士の学位の授与に係る学位論文（以下「博士論文」という。）を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

(学位論文の提出)

第 6 条 博士前期課程の学生は、学位論文の申請書に修士の学位の授与に係る学位論文（大

学院学則第 29 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。)及び論文の内容の要旨を添えて、大学院海洋科学技術研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。

第 7 条 博士後期課程の学生(東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科の学位論文審査要項(平成 16 年 4 月 1 日海洋大規第 240 号)第 22 条の規定に基づく学位授与の特例適用を認められ退学した学生が、退学後 1 年以内に学位論文の審査を申請する場合を含む。)は、学位論文の申請書に博士論文、論文目録、論文の内容の要旨、履歴書及び所要の書類を添えて、研究科長に提出するものとする。

2 第 5 条第 2 項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位論文の審査申請書に博士論文、論文目録、論文の内容の要旨、履歴書及び所要の書類並びに国立大学法人東京海洋大学における授業料、入学料及び検定料等の額に関する規則に定める額の学位論文審査手数料を添えて、研究科長に提出するものとする。ただし、博士後期課程に標準修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学した日から 1 年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料を免除することができる。

第 8 条 提出する学位論文は、1 編とする。ただし、博士論文について審査の参考となる公表論文がある場合は、その別刷等を添付するものとする。

2 学位論文を審査するため必要があるときは、学位論文の提出者に対して参考資料の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第 9 条 研究科長は、第 6 条及び第 7 条の規定により学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託する。

(審査委員会)

第 10 条 研究科教授会は、学位論文の審査を付託されたときは、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行うことを任務とする。

3 修士論文の審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 主指導教員
- 二 副指導教員 1 人以上
- 三 前二号以外の本学博士前期課程担当教員 1 人以上

4 第 7 条第 1 項に規定する博士論文の審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 主指導教員
- 二 副指導教員 1 人以上
- 三 前二号以外の本学博士後期課程担当教員 1 人以上

5 第 7 条第 2 項に規定する博士論文の審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 博士論文に関連のある専門分野の博士後期課程で研究指導を担当し、博士論文の受

理審査をした教員 1 人

二 前号以外の博士論文に関連のある専門分野の博士後期課程担当教員 2 人以上

6 研究科教授会は、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

(最終試験)

第 1 1 条 最終試験は、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心に口頭又は筆記試験により行うものとする。

(学力の確認)

第 1 2 条 学力の確認は、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心に口頭又は筆記試験により行うものとする。

2 博士後期課程に標準修業年限以上在学し、当該課程の修了に必要な単位を修得して退学した者が、退学した日から 3 年以内に学位の授与を申請したときは、学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第 1 3 条 第 6 条及び第 7 条第 1 項に規定する者の学位論文の審査及び最終試験は、原則として、当該学生の在学期間中に終了しなければならない。

2 第 7 条第 2 項に規定する者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位授与の申請を受理した日から 1 年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、審査期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第 1 4 条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、次の各号の一に掲げる書類に学位を授与できるか否かの意見を添え、直ちに研究科教授会に報告しなければならない。

- 一 修士の学位にあつては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び最終試験の結果の要旨
- 二 博士の学位にあつては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び最終試験の結果又は学力の確認の結果の要旨

(博士論文研究基礎力審査)

第 1 4 条の 2 修士論文の審査及び最終試験に代えて、大学院学則第 2 9 条の 2 に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）を行う場合には、第 6 条、第 9 条、第 1 0 条第 1 項から第 3 項、同条第 6 項、第 1 3 条第 1 項及び前条の規定を準用する。この場合において、第 6 条中「学位論文の申請書に修士の学位の授与に係る学位論文（大学院学則第 2 9 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。）及び論文の内容の要旨を添えて」とあるのは、「博士論文研究基礎力審査の申請書に所要の書類を添えて」と読み替えるものとし、第 9 条中「第 6 条及び第 7 条の規定により学位論文を受理したとき」とあるのは、「博士論文研究基礎力審査の申請書を

受理したとき」と読み替えるものとし、第10条第1項中「学位論文の審査」とあり、同条第2項中「学位論文の審査及び最終試験」とあり、同条第3項中「修士論文」とあり、第13条第1項中「第6条及び第7条第1項に規定する者の学位論文の審査及び最終試験」とあり、第14条第1項中「学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認」とあるのは、「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとし、同条第1項第1号中「審査結果の要旨、論文審査の結果及び最終試験の結果の要旨」とあるのは、「博士論文研究基礎力審査の結果の要旨」と読み替えるものとする。

(学位授与の議決)

第15条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位の授与について議決する。

- 2 前項の議決を行う場合は、研究科教授会の構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(審議結果の報告)

第16条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果をすみやかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条の規定により、学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条の報告を踏まえ、修士又は博士の学位を授与する。
- 3 学位を授与することができない者には、その旨を通知する。

(論文の要旨等の公表)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、研究科長は当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の附属図書館の協力を得てインターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第20条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「東京海洋大学」と名称を付記するものとする。

(学位の取消)

第21条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、当該教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記の返付を命じ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- 二 名誉を汚辱する行為があったとき。

(学位記の様式)

第22条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。ただし、学士の学位記は卒業証書を兼ねるものとする。

- 2 大学院学則第23条第2項に規定する卓越大学院プログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨を付記する。

(学位論文及び学位論文審査手数料の不返還)

第23条 提出した学位論文及び納付した学位論文審査手数料は、これを返還しない。

(学位論文の保管等)

第24条 修士論文は、本学の附属図書館で保管し、閲覧に供するものとする。

- 2 博士論文の全文の電子ファイル、論文内容の要旨の電子ファイル及び第14条第2号の規定に基づく審査結果の要旨の電子ファイル、並びに第19条第2項の規定に基づくやむを得ない事由により学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することが研究科教授会で承認された場合にあつては博士論文の全文に代えてその内容を要約したものの電子ファイル及び製本した博士論文は、本学の附属図書館で保管かつ閲覧に供するものとする。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、各学部及び研究科において別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年海洋大規第184-2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年海洋大規第184-3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年海洋大規第184-4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年海洋大規第91号)

この規則は、平成21年9月8日から施行する。

附 則（平成 24 年海洋大規第 34 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年海洋大規第 41 号）

- 1 この規則は、平成 25 年 7 月 18 日から施行する。
- 2 博士学位論文の印刷公表に関する申合せ（平成 17 年 12 月 13 日大学院教務委員会承認）は、廃止する。

附 則（平成 27 年海洋大規第 71 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年海洋大規第 198 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日に在学する学生並びにこの規則の施行後に改正前の学科に編入学又は再入学する学生及び専攻に再入学する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和元年海洋大規第 174 号）

この規則は、令和元年 10 月 23 日から施行する。

附 則（令和元年海洋大規第 32 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 22 条に規定する別記様式の改正のうち、別紙様式第 1 備考欄の改正については、平成 29 年度入学者から適用し、海洋科学部の学生については、なお従前の例とする。

別表 専攻分野の名称（第2条関係）

1 学士

学 部	学 科	専攻分野の名称
海洋生命科学部	海洋生物資源学科	海洋科学
	食品生産科学科	海洋科学
	海洋政策文化学科	海洋科学
海洋工学部	海事システム工学科	工学
	海洋電子機械工学科	工学
	流通情報工学科	工学
海洋資源環境学部	海洋環境科学科	海洋科学
	海洋資源エネルギー学科	海洋科学

2 修士

研 究 科	専 攻	専攻分野の名称
海洋科学技術研究科 (博士前期課程)	海洋生命資源科学専攻	海洋科学
	食機能保全科学専攻	海洋科学
	海洋資源環境学専攻	海洋科学, 工学
	海洋管理政策学専攻	海洋科学
	海洋システム工学専攻	工学
	海運ロジスティクス専攻	海洋科学, 工学
	食品流通安全管理専攻	海洋科学

3 博士

研 究 科	専 攻	専攻分野の名称
海洋科学技術研究科 (博士後期課程)	応用生命科学専攻	海洋科学
	応用環境システム学専攻	海洋科学, 工学

別紙様式第1 学位記（学士）（第22条関係）

○ 第 号	東京海洋大学 ○○学部長		（元号） 年 月 日	を認め、学士（○○○）の学位を授与する	本学 ○○学部 ○○学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（○○○）の学位を授与する	卒業証書・学位記	氏	年 月 日生 名
	東京海洋大学長	東京海洋大学 ○○学部長						
	○	○						
	○	○						
	○	○						
	○	○						
	印	印						

備考 番号の前に、海洋生命科学部は「生」、海洋工学部は「工」、海洋資源環境学部は「資」を記入する。

海洋大修第 号	東京海洋大学長 ○ ○ ○ ○ 印	(元号) 年 月 日	で て 本 学 大 学 院 海 洋 科 学 技 術 研 究 科 ○ ○ 専 攻 の 博 士 前 期 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を 習 得 し 学 位 論 文 の 審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の で 修 士 (○ ○) の 学 位 を 授 与 す る	学 位 記	氏 年 月 日 生 名
------------	----------------------------------	---------------------	--	-------------	----------------------------

別紙様式第3の2 学位記（第5条第1項による博士）（第22条第2項の規定に基づく場合）
（第22条関係）

海 洋 大 博 甲 第 号	東 京 海 洋 大 学 長 ○ ○ ○ ○ 印	（元号） 年 月 日	○ ○卓越大学院プログラムの教育課程を修了した	で 博 士 （ ○ ○ ） の 学 位 を 授 与 す る	て 所 定 の 単 位 を 習 得 し 学 位 論 文 の 審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	本 学 大 学 院 海 洋 科 学 技 術 研 究 科 ○ ○専攻の博士後期課程において	学 位 記	氏 年 月 日 生 名
-------------------------------------	--	---------------------------------	----------------------------	---	---	---	-------------	--

別紙様式第4 学位記（第5条第2項による博士）（第22条関係）

海 洋 大 博 乙 第 号	東京 海 洋 大 学 長 ○ ○ ○ ○ 印	（元号） 年 月 日	で 博 士 （ ○ ○ ） の 学 位 を 授 与 す る	本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 及 び 試 験 に 合 格 し た の で	氏 年 月 日 生 名	学 位 記
-------------------------------------	--	---------------------------------	---	---	--	-------------